

定期報告制度の運用についてのお知らせ

日頃より建築物の安全確保にご尽力いただきありがとうございます。

今般、定期調査・検査等の項目、事項、方法及び結果の判定基準並びに調査結果表等の見直しを行うため、定期報告告示の改正が、令和6年6月及び令和7年1月に公布され、令和7年7月1日から施行されることになりました。今回の告示改正の主な内容は

○特定建築物の定期調査項目と建築設備、昇降機の定期検査項目の重複解消

○特定建築物の定期調査で実施していた常閉防火扉を防火設備の定期検査で実施となっています。これら告示の改正を受け、建築物所有者等の負担軽減を図る観点から福岡県内五特定行政庁では、下記のと通りの対応といたしますので、ご注意ください。

記

1. 定期調査報告書（特定建築物）の調査項目について

告示改正の内容

- ①建築設備の作動の状況、物品の放置→「建築設備」で実施
- ②非常用エレベーターの作動の状況 →「昇降機」で実施
- ③常閉防火扉のうち各階の主要なもの→「防火設備」で実施、検査周期は1～3年

福岡県内での運用

特定建築物定期調査告示第2の規定を用いて、下表の項目を「特定建築物」に付加し概ね現行の定期調査内容を維持します

【共同住宅】	【共同住宅を除く建築物】
①建築設備の作動の状況、物品の放置	—
③常閉防火扉のうち各階の主要なもの (検査周期は3年)	③常閉防火扉のうち各階の主要なもの (検査周期は3年)

特定建築物の
調査項目に付加

なお、【共同住宅】における②、【共同住宅を除く建築物】における①及び②については、告示改正のとおり運用いたします（詳しくは裏面をご確認ください）

2. 定期検査報告書（建築設備及び防火設備）の検査項目について

告示改正のとおり

3. 本対応施行日

・本対応施行日：令和7年7月1日※

※調査（検査）日が、令和7年7月1日以降の定期報告書が対象となります

4. 告示改正の詳細

国土交通省ホームページ内「建築基準法に基づく定期報告制度について」をご参照ください。

5. 定期報告の様式について

今回の告示改正に伴い、特定建築物の調査結果表や建築設備、防火設備の検査結果表などの様式が変更になります。様式については現在準備中です。

6. 運用に関するお問い合わせ先は以下のとおりです

福岡県建築都市部建築指導課 TEL (092) 643-3721

北九州市都市戦略局指導部建築指導課 TEL (093) 582-2531

福岡市住宅都市みどり局建築指導部監察指導課（制度全般・建築物・防火設備）TEL (092) 707-3908

福岡市住宅都市みどり局建築指導部建築審査課（建築設備・昇降機）TEL (092) 711-4583

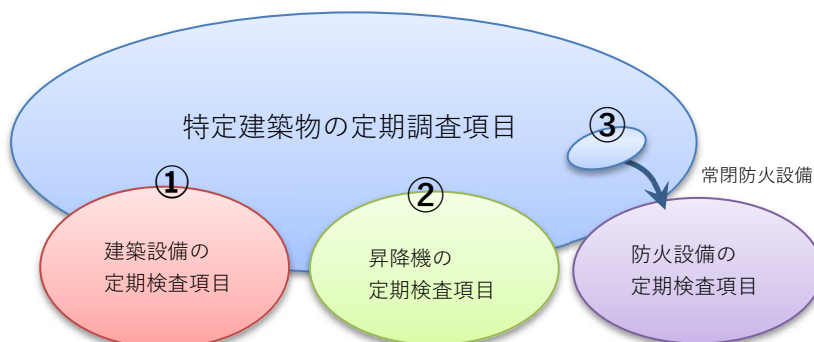
久留米市都市建設部建築指導課 TEL (0942) 30-9089

大牟田市都市整備部建築住宅課 TEL (0944) 41-2797

告示改正およびその運用について

告示改正のポイント

- 特定建築物の定期調査項目と建築設備、昇降機の定期検査項目の重複解消
- 特定建築物の定期調査で実施していた常閉防火扉を防火設備の定期検査で実施



- ①特定建築物の定期調査と建築設備の定期検査の双方で実施していた項目、当該定期調査で実施していた換気設備・非常照明の物品の放置
⇒建築設備の定期検査で実施
- ②特定建築物の定期調査と昇降機の定期検査の双方で実施していた非常用エレベーターの作動の状況
⇒昇降機の定期検査で実施
- ③常閉防火設備の作動の状況など
⇒防火設備の定期検査で実施

懸案事項

○建築物所有者の負担増

従来、特定建築物の定期調査で実施していた常閉防火扉を新たに防火設備の定期検査で実施することになれば、所有者等の負担増となる

○共同住宅については、建築設備（昇降機を除く）の定期調査項目が未実施

福岡県内の共同住宅については下表のとおり建築設備、防火設備が定期報告の対象外となっているため、特定建築物の定期調査における建築設備の調査項目が建築設備へ移行するとその項目が未実施となる

定期報告が必要となる特定建築物、建築設備など（現行）

用途	建築	建築設備	防火設備	昇降機
共同住宅	○	—	—	○
上記以外の建築物	○	○	○	○

県内五特定行政庁としての運用

- ① 特定建築物の定期調査項目と建築設備の定期検査項目で重複していた項目、換気・非常照明などの物品の放置⇒**建築設備の定期検査で実施**
ただし、共同住宅については「特定建築物定期調査告示第2」の規定を用いて特定建築物の定期調査項目に必要とする項目を付加し**現行の「特定建築物の定期調査」の内容を維持**
- ② 特定建築物の定期調査項目と昇降機の定期検査項目で重複していた作動の状況⇒**昇降機の定期検査で実施**
- ③ 常閉防火設備の作動の状況など
⇒「特定建築物定期調査告示第2」の規定を用いて**従来どおり特定建築物の定期調査で実施**

